字釜座　一四五〇番
一四五三番一
一四四三番二
一四四三番一
一四三七番三地先道路敷
一四三六番
一四四五番
一四四七番二
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
三反田川支川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県江津市渡津町
二〇六四番一　一号から七号まで、十一号及び十二号
二〇六三番一　八号から十号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五反田谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
島根県江津市渡津町
二〇六四番一　一号から七号まで、十一号及び十二号
二〇六三番一　八号から十号まで

十四号及び十五号
十六号から十八号まで
十九号
二十号
二十一号
二十二号及び二十三号
二十四号
二十五号から二十七号まで

**○国土交通省告示第六百三十三号**

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を次のとおり指定する。

平成二十七年五月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 一般国道 | 百二十一号 | 福島県南会津郡下郷町大字塩生字田沢二百七十番一から同郡南会津町田島字東荒井十三番三まで | 会津若松市と南会津町を連絡する道路の一部 |
| 一般国道 | 二百十二号 | 鹿屋市吾平町麓字名主原五百五十三番四から同町上名字己酉八百十一番一まで | 鹿屋市と東九州自動車道を連絡する道路の一部 |
| 石川県道 | 金沢田鶴浜線 | 羽咋市柳田町六九七十五番二から石川県羽咋郡志賀町上棚ぬ二十九番四まで | 金沢市と能越自動車道を連絡する道路の一部 |
| 岡山県道 | 岡山赤穂線 | 岡山市中区中井字弁才天四百五十四番五から同市東区宍甘二百三十五番五まで | 岡山都市圏を環状する道路の一部 |
| 鹿児島県道 | 鹿屋吾平佐多線 | 中津市山国町守実字善寺九百七十八番一から日田市大字三和字日ノ本二千六百九十一番一まで | 中津市と日田市を連絡する道路の一部 |

島根県出雲市佐田町大呂
二三五番一地先道路敷
二三五番一　一号
二三六番五　二号及び三号
二二八番三　四号
二三九一番　五号
二一八番一　六号及び七号
二一五番三　八号
二一四番一一　九号及び十号
二一四番一　十一号
二一三番　十二号
十三号

**○国土交通省告示第六百三十二号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十七年五月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　明治四十四年内務省告示第二十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県島田市大字阿知ヶ谷
字姥ヶ谷　四九八番
字姥ヶ山　一一七六番一
字柳沢　一一七五番
字山ノ神　五一〇番一
五一〇番二地先道路敷
字姥ヶ谷　五〇九番二
五〇八番一
五〇七番二

一号及び二号
三号及び四号
五号から七号まで
八号
九号
十号
十一号
十二号

# 国会事項

## 参議院

**質問主意書提出**

五月一日議員から次の質問主意書が提出された。

難民認定の申請状況に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第一一七号）

# 人事異動

## 内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子
文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月二十八日）
○総務大臣臨時代理
国務大臣　石破　茂
総務大臣山本早苗（高市早苗）海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○環境大臣臨時代理
同　林　芳正
環境大臣望月義夫海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　有村　治子
内閣府特命担当大臣山口俊一海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、消費者及び食品安全担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる
同　林　芳正
内閣府特命担当大臣望月義夫海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を命ずる（以上四月二十九日）
○環境大臣臨時代理解職
国務大臣　林　芳正
環境大臣望月義夫帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　林　芳正
内閣府特命担当大臣望月義夫帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を免ずる（以上四月三十日）
○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　甘利　明
経済産業大臣宮沢洋一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　甘利　明
内閣府特命担当大臣宮沢洋一帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる
式部官長　河相　周夫
侍従長に任命する
式部官長に任命する
侍従長　川島　裕
願に依り本官を免ずる
秋元　義孝
判事に任命する（以上五月一日）
川谷　道郎

## 財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修
財務総合政策研究所長事務代理を免ずる（会計センター次長）同　古田　隆好
会計センター所長事務代理を免ずる（以上四月二十九日）
（国際局次長）財務事務官　武内　良樹
国際局長事務代理を免ずる（四月三十日）

# 皇室事項

**認証官任命式**

五月一日午前十一時、宮中において、侍従長河相周夫の認証官任命式が行われた。

**御祝電**

天皇陛下は、五月三日ポーランド国の憲法記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。